

○外務委員会

条約（一件）

1	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
	アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件	衆	六三三、一	付委員託会 六三三、一 (予)承 六三三、八 認	付委員託会 六三三、一 承 六三三、四 認 六三三、八 承 六三三、八 認	

本院議員提出法律案（一件）

108 3 国会	件名	提出者	予備送衆へ提出月日	参議院	衆議院	備考
	国際開発協力基本法案	中西珠子君 外二名 (六二、五二)		付委員託会 六二、五二 継 統 審 査	付委員託会 六二、五二 議 決 議 本 会 決 議	

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

要旨

この協定は、一九八二年（昭和五十七年）に締結され、本年十二月三十一日に有効期間が満了する現行の日米漁業協定を一部改正しつつ、その有効期間を一九八九年（昭和

六十四年)十二月三十一日までの二年間延長し、米国の二百海里水域内における我が国の漁業を引き続き確保しようとするものであつて、主な改正点は次のとおりである。

一、米国が、その距岸二百海里の内側に、排他的経済水域として一九八三年(昭和五十八年)三月十日の大統領宣言によつて示された水域を設定したことに言及する。

二、協定の目的として、米国水産業の迅速かつ十分な発展及び米国地先沖合において我が国漁業が継続され得るための原則及び手続についての共通の了解を確立することを挙げる。

委員長報告

ただいま議題となりました日米漁業協定を改正する協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、現行の日米漁業協定の有効期間が本年十二月三十一日に満了することにかんがみ、来年一月一日以降も米国の地先沖合において我が国の漁業を継続できるように現行協定を一部改正しつつ、その有効期間を一九八九年末まで二年間延長しようとするものであります。

主な改正点としては、米国が、その距岸二百海里の内側に、排他的経済水域として、一九八三年三月の大統領宣言によつて示された水域を設定したことに言及していること、また、協定の目的に米国水産業の迅速かつ十分な発展を容易にすることを加え、さらに米国地先沖合での我が国漁業の継続に関する原則及び手続について共通の了解を確立することを目的として規定していることであります。

委員会におきましては、米国が設定した排他的経済水域の概念、米国による対日漁獲割り当ての基準、洋上買い付けの動向等につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨八日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。